

京都市会計管理者訓令第 / 号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市会計管理者 明石 隆夫

第3条の2を削る。

第5条前段中「当該区役所区民部市民窓口課会計係長」を「その属する区役所の区民部市民税課管理係長又は同部課税課管理係長」に改める。

第6条前段中「当該支所区民部市民窓口課会計係長」を「その属する支所の区民部課税課長」に改める。

別表会計室次長の項中第11号を削り、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市収入証紙条例を廃止する条例附則第2項の規定により返還された収入証紙に係る現金の還付に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(会計室)